

日本家族性腫瘍学会

家族性腫瘍コーディネーター・家族性腫瘍カウンセラー制度細則

第1章

(目的)

第1条 この細則は、家族性腫瘍コーディネーター・家族性腫瘍カウンセラー制度規則（以下、「制度規則」という）の実施について必要な事項を定める。

第2章 申請・登録

(家族性腫瘍コーディネーター・家族性腫瘍カウンセラーの申請手続き)

第2条 家族性腫瘍コーディネーター・家族性腫瘍カウンセラーの申請には以下の各号に定める書類ならびに審査料が必要である。申請に必要な書式は日本家族性腫瘍学会のホームページからダウンロードすることができる。

- (1) 家族性腫瘍コーディネーター・家族性腫瘍カウンセラー申請書（書式①）
- (2) 履歴書（書式②）
- (3) セミナー受講修了証（セミナー受講時に授与）あるいは事務局が発行した受講証明書の縮小コピーを貼付した書式（書式③）
- (4) 医療関係の資格を証明する証書の縮小コピーを貼付した書式（家族性腫瘍コーディネーターの申請時のみ）（書式④-1）
- (5) 臨床遺伝専門医あるいは認定遺伝カウンセラーの資格を証明する書式の縮小コピーを貼付した書式（家族性腫瘍カウンセラーの申請時のみ）（書式④-2）
- (6) 実務経験の証明書（家族性腫瘍コーディネーターの申請時のみ）（書式⑤）
- (7) 審査料（5千円の振込を証明する書類：振込証書のコピー等）（書式⑥）

(家族性腫瘍コーディネーター・家族性腫瘍カウンセラーの登録手続き)

第3条 家族性腫瘍コーディネーター・家族性腫瘍カウンセラーの登録は、審査結果が申請者に通知された後、以下の登録料が家族性腫瘍コーディネーター・家族性腫瘍カウンセラー制度委員会事務局（以下、制度委員会事務局という）に送付され、称号証書が発行されたことをもって完了とする。

- (1) 登録料（1万円の振込）

第3章 更新

(家族性腫瘍コーディネーター・家族性腫瘍カウンセラーの更新手続き)

第4条 家族性腫瘍コーディネーター・家族性腫瘍カウンセラーの更新には有効期間中に以下の各号に定め

る必修単位および研修単位の取得ならびに更新料が必要である。有効期間中に1回以上の家族性腫瘍セミナー参加（10単位）および学術集会参加（5単位）の15単位を必修単位とし、これに研修単位35単位を加え合計50単位以上の取得を必要とする。家族性腫瘍セミナーおよび学術集会に複数回参加した場合は、必修単位を超過する分を研修単位に充当して更新手続きが可能である。取得した単位の記載を含め、更新に必要な書式（書式⑦）は日本家族性腫瘍学会のホームページからダウンロードすることができる。

- (1) 日本家族性腫瘍学会の主催する家族性腫瘍セミナー（以下、セミナー）への参加 10単位（1回以上の参加を必修とする）
- (2) 日本家族性腫瘍学会学術集会への参加 5単位（1回以上の参加を必修とする）
- (3) 日本家族性腫瘍学会学術集会での発表（演者）10単位
- (4) 日本家族性腫瘍学会学術集会での発表（共同演者）5単位
- (5) 学会誌（家族性腫瘍）への論文発表（著者）10単位
- (6) 学会誌（家族性腫瘍）への論文発表（共著者）5単位
- (7) 日本家族性腫瘍学会の主催するセミナーでの講師 10単位
- (8) 日本家族性腫瘍学会の主催するセミナーでのファシリテーター 10単位
- (9) その他、日本家族性腫瘍学会の主催する臨時のセミナー（以下、生涯研修セミナー）への参加 5単位
- (10) 更新料（1万円の振込を証明する書類：振込証書のコピー等）

第4章 再交付

（改姓、紛失等による称号証書の再交付申請手続き）

第5条 改姓、紛失等により、称号証書の再交付を必要とする場合は、以下の書類を添えて申請することができる。

- (1) 再交付願
- (2) 本人確認書類（パスポート、運転免許証、健康保険証等のコピー）
- (3) 戸籍謄本（改姓の場合）
- (4) 再交付料（2千円の振込を証明する書類：振込証書のコピー等）

第5章 申請・更新・再交付書類の提出先と期限

（手続き書類の提出先と提出時期）

第6条 手続きに関わる書類の提出先と受付期限は、以下のとおりである。

- (1) 提出先は、以下とする。

〒675-0055

兵庫県加古川市東神吉町西井ノ口 601-1 有限会社トータルマップ内

家族性腫瘍コーディネーター・家族性腫瘍カウンセラー制度委員会事務局

「申請、更新あるいは再交付願書類在中」と朱書きのこと

(2) 受付期限

(i) 申請の場合は毎年10月1日から11月30日（当日消印有効）

(ii) 更新の場合は各称号の有効期間最終年度終了期限の3ヵ月前（12月1日から28日）（当日消印有効）

(iii) 再交付の場合は、随時

第6章 セミナー

（家族性腫瘍セミナー）

第7条 定例のセミナーは年1回開催する。東日本、西日本のそれぞれの地域で連続して行う3年間で1クールとし、連続する3年間の受講で家族性腫瘍の臨床と医療の実践に必要な知識、技術、態度の習得を目標とする。セミナー実行委員長は3年間の研修内容を考慮しつつ担当年度に行うべき内容を把握し、実行委員とともにプログラムを作成するとともに、セミナープログラムを広く衆知し受講者を募る。

（セミナーの構成）

第8条 セミナーは講義と演習により構成される。詳細は別表1に示す。

（セミナーの内容）

第9条 セミナーは総論と各論から構成される。それぞれの研修内容と研修時間数の詳細は別表2に示す。

（その他のセミナー）

第10条 定例のセミナー以外に、要請に応じて随時の開催も可能とする。

（セミナー開催責任者）

第11条 セミナー実行委員長はセミナー開催およびこれに伴う事業を統括する。

第12条 セミナー実行委員長は制度委員会が日本家族性腫瘍学会会員の中から選出し、理事長がこれを任命する。任期は1年とする。

第13条 セミナー実行委員長は必要に応じてセミナー準備委員長を任命し、ともに協力してセミナーを運営することができる。

（セミナー実行委員）

第 14 条 セミナー実行委員は、実行委員長が選出する委員と制度委員会の委員若干名とする。任期は 1 年とする。

(受講者)

第 15 条 セミナーの受講者は家族性腫瘍とがん医療に関心をもつ下記の者とする。

- (1) 日本家族性腫瘍学会会員
- (2) 家族性腫瘍コーディネーター・家族性腫瘍カウンセラーの申請あるいは更新を希望するもの
- (3) がん医療、あるいは遺伝医療に携わる医療従事者
- (4) 認定遺伝カウンセラー養成課程に在籍する大学院生
- (5) その他将来、がん医療、あるいは遺伝医療に携わる可能性のある者

(事務局)

第 16 条 セミナー開催に関する業務のうち、毎年発生する定型的業務は制度委員会事務局に委託する。

(会計)

第 17 条 本セミナーの運営に関する会計は次に定める。

- (1) セミナーの会計事務は制度委員会事務局に委託する。
- (2) セミナーの運営には次の資金をあてる。
 - (i) 受講費
 - (ii) 日本家族性腫瘍学会からのセミナー開催に関する補助金
 - (iii) 資産から生ずる収入
 - (iv) その他の収入
- (3) 年度毎の収支決算はセミナー実行委員長が制度委員会に報告し、監査終了後、事務局が理事会に報告し、承認をえる。
- (4) 会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 生涯教育

(家族性腫瘍コーディネーター・家族性腫瘍カウンセラーの生涯教育)

第 18 条 家族性腫瘍コーディネーター・家族性腫瘍カウンセラーが提供する業務の質の維持・向上を目的として、制度委員会に生涯教育小委員会を設ける。

(生涯教育小委員会)

第 19 条 生涯教育小委員会は生涯教育に必要な部会で構成し、各部会は担当の制度委員および数名の部会員で構成する。必要な部会は、以下とする。

- (1) IT・カウンセリングリソース担当部会
- (2) 単位更新セミナー担当部会
- (3) 遺伝学教育担当部会
- (4) 腫瘍学教育担当部会
- (5) 規約・組織担当部会

(生涯教育担当部会員)

第 20 条 生涯教育小委員会の部会員は制度委員会が日本家族性腫瘍学会会員の中から選出し、理事長がこれを任命する。任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(改定)

第 21 条 本細則の改定は制度委員会での決定により行うものとする。

(雑則)

第 22 条 この細則に定めるもの以外に、規則の実施に際して必要な事項は、制度委員会が定める。

附則

(施行期日)

1. 本細則は 2011 年 11 月 25 日より施行する。
2. 本細則は 2012 年 8 月 24 日に改定し、同日より施行する。
3. 本規則は 2013 年 3 月 1 日に改定し、同日より施行する。
4. 本規則は 2016 年 6 月 2 日に改定し、同日より施行する。
5. 本規則は 2016 年 8 月 29 日に改定し、同日より施行する。

別表1 家族性腫瘍定例セミナーの構成

I. 講義

1. 講師口演
2. 教育ツール（テキスト、パワーポイントファイル、Video、CD、DVD等）配布

II. 演習

1. ロール・プレイ（必須）
 - 1) 小グループ演習
 - 2) ファシリテーターの活用
 - 3) 全体討論
 - 4) FACTシート活用（教育ツール）
 2. 家系情報聴取と家系図作成
 3. コミュニケーション・スキル演習
-

別表2 家族性腫瘍定例セミナーの総論および各論の内容と3年間の総時間数(括弧内)

I. 総論(総時間:15時間、講義12時間、演習3時間)

1. 腫瘍関連領域

- 1) 腫瘍疫学(総論)
- 2) 腫瘍病理学
- 3) 臨床腫瘍学
 - i) 疫学(各論)
 - ii) 症候学
 - iii) 診断学
 - iv) 治療学
 - v) サーベイランス
- 4) 精神腫瘍学

2. 遺伝関連領域

- 1) 基礎人類遺伝学、臨床遺伝学
- 2) 腫瘍遺伝学
 - i) 散発性腫瘍(発癌メカニズム、臨床応用)
 - ii) 家族性腫瘍(腫瘍発生のメカニズム理解と患者家系への応用)
- 3) 遺伝学的検査
- 4) 薬理遺伝学
- 5) その他

3. 遺伝カウンセリングおよびマネジメント

- 1) がんの遺伝カウンセリング総論
- 2) 腫瘍および遺伝に関する情報収集と提供
- 3) コミュニケーション・スキル
- 4) 倫理的・法的・社会的問題(ELSI)
- 5) 患者・家系の支援
- 6) 社会的資源

4. その他に家族性腫瘍の臨床に関連した内容やトピックス

II. 各論（総時間：36 時間、講義：21 時間、ロールプレイ等演習：15 時間）

1. 内容

- 1) 疾患概要（疫学、原因、症候等）
- 2) 臨床（診断、治療、成績）
- 3) 遺伝学的背景
- 4) 遺伝学的検査（適応、方法、意義と限界）
- 5) リスク評価法
- 6) 遺伝カウンセリング
- 7) サーベイランス
- 8) 支援体制

2. 対象疾患

- 1) 神経、感覚器
 - 網膜芽細胞腫 (retinoblastoma:RB)
 - 神経線維腫症 1 型 (neurofibromatosis 1:NF1)
 - 神経線維腫症 2 型 (neurofibromatosis 2:NF2)
 - 結節性硬化症 (tuberous sclerosis)
- 2) 皮膚
 - 家族性皮膚基底細胞がん (Gorlin syndrome)
- 3) 内分泌
 - 多発性内分泌腫瘍症 1 型 (multiple endocrine neoplasia 1:MEN1)
 - 多発性内分泌腫瘍症 2 型 (multiple endocrine neoplasia 2:MEN2)
- 4) 運動器（骨、筋肉）
 - 多発性外骨腫 (multiple exostoses)
- 5) 腎、泌尿器
 - フォン・ヒッペル・リンドー病 (Von Hippel-Lindau syndrome:VHL)
 - ウィルムス腫瘍 (Wilms tumor:WT)
- 6) 消化器
 - ポリポーシス症候群
 - 家族性大腸腺腫症 (familial adenomatous polyposis:FAP)
 - MUTYH 関連ポリポーシス (MUTYH associated polyposis:MAP)
 - ポイツ・ジェガーズ症候群 (Peutz-Jeghers syndrome:PJS)
 - 若年性ポリポーシス症候群 (juvenile polyposis syndrome:JPS)
 - カウデン病 (Cowden disease)

非ポリポーシス症候群

リンチ症候群(Lynch syndrome)

遺伝性消化管間質性腫瘍 (gastrointestinal stromal tumor:GIST)

7) 乳腺・生殖器

家族性乳がん・卵巣がん症候群 (familial breast ovarian cancer syndrome:FBOC)

8) 多臓器

リ・フラウメニ症候群 (Li-Fraumeni syndrome:LFS)

9) 高発がん性遺伝病

色素性乾皮症 (xeroderma pigmentosum:XP)

毛細血管拡張性運動失調症(ataxia telangiectasia:AT)

ファンconi貧血 (Fanconi anemia:FA)

ブルーム症候群(Bloom syndrome:BLM)

ウェルナー症候群(Werner Syndrome:WS)

10) その他
